

令和5年7月24日

大町市長 牛 越 徹 様

大町市行政改革推進委員会
会 長 竹 村 静 哉

指定管理者制度による公の施設の管理運営について（答申）

令和5年6月28日付5企第55号により貴職から諮問を受けた、指定管理施設の管理運営に対する意見及び指定管理者制度導入の適否について、別紙のとおり答申いたします。

貴職におかれましては、当委員会の審査結果を検討された上で総合的に判断されるよう配慮願います。

1 経緯

大町市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）は、令和5年6月28日付5企第55号により市長から諮問を受けた「指定管理期間が終了する施設の管理運営に対する意見及び指定管理者制度導入の適否」について、2回にわたり委員会を開催して審議を行ってきた。

この度、審議を終了したので、本委員会としての審議結果を答申する。

2 委員会構成

会 長	竹村 静哉	大町商工会議所
副会長	石原 明	大北農業協同組合
委 員	澤田 勝義	大町市連合自治会
委 員	白倉 素直子	大町市女性団体連絡協議会
委 員	大厩 一裕	大北地区労働者福祉協議会
委 員	中村 勝彦	大町市社会福祉協議会
委 員	吉沢 益暢	北アルプス青年会議所
委 員	中島 登美雄	大町市スポーツ協会
委 員	降旗 和幸	大町市観光協会
委 員	中山 晴隆	大町市教育委員会
委 員	北澤 伸夫	大町市八坂地域づくり委員会
委 員	若林 きみ子	大町市美麻地域づくり委員会
委 員	東木原 咲代	公募委員

3 審議経過

令和5年6月28日 第1回委員会

諮問

- (1) 指定管理施設の管理運営について
- (2) 指定管理者制度導入の適否について

審議対象施設（計7施設）

- (1) 大町市総合福祉センター
- (2) 大町市八坂総合福祉センター
- (3) 大町市美麻総合福祉センター
- (4) 大町市ふれあいプラザ
- (5) 大町市労働会館
- (6) 大北職業訓練校
- (7) 大町市堆肥センター

令和5年7月21日 第2回委員会
答申（案）の審議について

4 審議方法

会議資料として提出のあった「施設概要調書」及び「指定管理者の管理運営に対する評価シート（総合評価シート）」、「指定管理者制度導入検討シート」に基づき、各指定管理施設の管理運営の状況等について施設所管課からの説明を受けた後、次の項目について審議を行った。

- （１）指定管理施設の管理運営に対する意見
- （２）指定管理者制度導入に対する適否

5 審議結果

No.1 大町市総合福祉センター

大町市八坂総合福祉センター
大町市美麻総合福祉センター

（１）指定管理施設の管理運営に対する意見

当施設は、市民の福祉、健康及び体力増進並びに在宅介護を中心に様々な介護事業の拠点として機能しており、特に大町市総合福祉センターは、大北圏域の総合的な拠点として重要な施設となっている。

また、入浴施設については、法令に沿った管理を徹底いただき、利用者が安心して利用できるよう努めていただきたい。

なお、収支においては、物価高騰による光熱費の高騰等の影響により、赤字計上が続いていることから、経費について分析を行い、適正な指定管理料の積算により、指定管理者への負担が過度とならないよう対応いただきたい。

（２）指定管理者制度導入に対する適否

引き続き指定管理者制度を継続されたい。

No.2 大町市ふれあいプラザ

（１）指定管理施設の管理運営に対する意見

放課後児童クラブとして活用されていることから、令和8年に予定されている小学校の再編を見据え、関係各所との情報共有に努めていただき、事業計画や老朽化に伴う修繕計画について検討いただきたい。

また、収支においては、物価高騰による光熱費の高騰等の影響により、赤字計上が続いていることから、経費について分析を行い、適正

な指定管理料の積算により、指定管理者への負担が過度とならないよう対応いただきたい。

(2) 指定管理者制度導入に対する適否

引き続き指定管理者制度を継続されたい。

No. 3 大町市労働会館

(1) 指定管理施設の管理運営に対する意見

建設より35年が経過していることから、施設の老朽化が懸念される。市の持ち物として、責任をもって定期的に点検を実施し、壊れてからではなく早めに修繕が行われるよう、計画的な維持管理に努めていただきたい。

(2) 指定管理者制度導入に対する適否

引き続き指定管理者制度を継続されたい。

No. 4 大北高等職業訓練校

(1) 指定管理施設の管理運営に対する意見

介護人材の不足や少子高齢化による労働人口の減少が問題となっており、職業訓練を通じた人材育成による労働人材の確保は重要となっている。指定管理者のみならず、施設所管課や福祉課、社会福祉協議会等と連携して自主事業に取り組んでいただきたい。

(2) 指定管理者制度導入に対する適否

引き続き指定管理者制度を継続されたい。

No. 5 大町市堆肥センター

(1) 指定管理施設の管理運営に対する意見

堆肥化处理は、二酸化炭素の排出が無い、新しい技術が取り入れられており、環境に配慮した施設となっている。

処理過程における発酵熱の利用など、さらなる取り組みについても研究されたい。

(2) 指定管理者制度導入に対する適否

指定管理期間を10年から5年に変更することを認め、引き続き指定管理者制度を継続されたい。

6 答申にあたって

今回、指定管理期間が終了する7施設について、指定管理者制度を導入した施設の管理運営に対する意見と今後の方向性について審議を行った。

各施設においては様々な課題を有してはいるものの、「民間事業者等が有するノウハウやアイデアを活用した住民サービスの向上」や、「経費削減等により効果的・効率的な公の施設の管理運営を図る」という指定管理者制度の趣旨に沿った管理運営が行われているものと判断した。

引き続き、指定管理者制度の導入を進めるにあたっては、更なるサービスの向上や施設の有効活用、コストの削減に向け、一層の努力を望むところである。

また、持続可能な施設運営となるよう、老朽化した施設については計画的に修繕を行うとともに、指定管理料については、適正な負担となるよう積算して毎年、年度協定に反映されるよう努めていただき、指定管理者の過度な負担とならないよう、管理運営に対する支援の充実を図っていただきたい。